平成２１年（フ）第８４９号
福岡市中央区天神３－７－９－401
債務者　三上　拓也
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３９号
栃木県真岡市久下田1484番地
債務者　髙松　省**吉**
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第３７８号
埼玉県熊谷市小島62番地４
債務者　内田　貞司
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３８０号
埼玉県深谷市東方3320番地２　レオパレス円行209号
債務者　木下　義文
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２３号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野2709番地５
債務者　関和　則章
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第５７６号
川崎市中原区下沼部1889番地　第２野口荘７
債務者　吉田　宮子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
新潟県上越市大潟区犀潟529番地２　直江津電子工業株式会社犀潟アパート103号、前住所新潟県上越市大潟区土底浜3024番地
債務者　家﨑千鶴子（旧姓梅澤）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２０１２号
名古屋市南区砂口町71番地の２
債務者　尾﨑　公哉
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０３７号
愛知県常滑市小倉町７丁目１番地の１　メゾン新美102
債務者　小袋　安彦
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１６１号
愛知県春日井市東野町２丁目16番地１　エムハイツ201号
債務者　定木　卓志
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７９号
名古屋市熱田区二番１丁目３番25号
債務者　伊藤久美子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３１５号
名古屋市中村区沖田町241番地　西村ビルディング303号
債務者　髙木　　貢
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３５８号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘１棟701号
債務者　森　　雅之
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３５９号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘１棟701号
債務者　森　恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３８１号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字勝田場39番地６　第２富吉住宅602号
債務者　亀地健太郎
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８０号
名古屋市港区本宮新町21番地　グランドヒルズ本宮新町101号
債務者　緒方　貴則
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０１号
名古屋市南区芝町187番地　メゾン若葉10号
債務者　桝田恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部